

## 和歌山県立医科大学備品整備委員会規程

制 定 平成8年9月1日和医大規程第13号

最終改正 令和3年3月29日和医大規程第94号

### (設置)

第1条 和歌山県立医科大学(医学部、保健看護学部、薬学部、共同利用施設、伏虎共同利用施設、附属病院、紀北分院をいう。以下「本学」という。)における教育、研究及び診療用の備品について、長期的な展望にたった適正かつ効果的な整備充実を図るため、本学に和歌山県立医科大学教育・研究備品整備委員会(以下「教育・研究備品委員会」という。)及び和歌山県立医科大学診療備品整備委員会(以下「診療備品委員会」という。)を置く。

### (審議事項)

第2条 前条の委員会は、理事会が策定する備品の整備計画及び購入に関する年度基本方針に基づき、次に掲げる事項を審議する。ただし、理事会枠予算による備品等の購入については、この限りではない。

- (1) 教育・研究備品委員会は、購入の候補となる教育・研究備品等の選定に関すること。
- (2) 診療備品委員会は、購入の候補となる診療用の備品等の選定に関すること。
- (3) その他各委員長が必要と認めること。

### (教育・研究備品委員会)

第3条 教育・研究備品委員会は、委員長、副委員長及び委員17名をもって組織する。

2 委員長は、医学部長(教育・研究担当理事)の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、学生部長の職にある者をもって充てる。

4 委員のうち4名は、次の各号に掲げる 職にある者をもって充てる。

- (1) 保健看護学部長
- (2) 薬学部長
- (3) 共同利用施設長
- (4) 伏虎共同利用施設長

5 委員のうち3名は、次の各号に掲げる職にある者のうちからそれぞれ1名を委員長の推薦により、理事長が任命する。

- (1) 教養・医学教育大講座の教員
- (2) 基礎医学部門の教員
- (3) 臨床医学部門の教員

6 委員のうち5名は、次の各号に掲げる職にある者のうちからそれぞれ1名を共同利用施設長及び伏虎共同利用施設長の推薦により、理事長が任命する。

- (1) 共同利用施設ラジオアイソトープ実験施設の教員
- (2) 共同利用施設中央研究機器施設の教員
- (3) 共同利用施設動物実験施設の教員
- (4) 伏虎共同利用施設伏虎研究機器施設の教員
- (5) 伏虎共同利用施設伏虎動物実験施設の教員

7 委員のうち5名は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 事務局次長(大学担当)
- (2) 研究推進課長
- (3) 学生課長
- (4) 保健看護学部事務室長
- (5) 薬学部事務室長

### (診療備品委員会)

第4条 診療備品委員会は、委員長、副委員長2名及び委員16名をもって組織する。

- 2 委員長は、病院長（医療担当理事）の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、附属病院の院内担当副院長又は渉外担当副院長の職にある者のうちから1名を、第5項第1号から第3号までに規定する教員から1名を委員長の推薦により、理事長が任命する。
- 4 委員のうち1名は、紀北分院担当の副院長をもって充てる。
- 5 委員のうち9名は、次の第1号から第3号までに規定する教員からそれぞれ2名を、第4号に規定する技師から3名を委員長の推薦により、理事長が任命する。
  - (1) 臨床内科系の教員
  - (2) 臨床外科系の教員
  - (3) 中央部門の教員
  - (4) 中央部門の技師
- 6 委員のうち2名は、次に掲げる職にある者のうちからそれぞれ1名を看護部長の推薦により、委員長が任命する。
  - (1) 看護副部長
  - (2) 看護師長
- 7 委員会のうち4名は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
  - (1) 事務局次長（病院担当）
  - (2) 事務局次長（紀北分院担当）
  - (3) 経理課長
  - (4) 医事課長（委員長及び副委員長）

第5条 各委員会の委員長は、各委員会の会務を総理する。

- 2 各委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。  
（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長の会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じ、委員以外の者から意見を聴くことができる。  
（報告）

第7条 委員長は、第2条に規定する審議事項について、理事会に報告し、承認を求める。

（庶務）

第8条 各委員会の庶務は、教育・研究備品委員会にあっては研究推進課、診療備品委員会にあっては経理課において行う。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、各委員会の運営に関し必要な事項は、各委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規程は、平成8年9月1日から施行する。  
（和歌山県立医科大学附属病院備品整備委員会規程の廃止）
- 2 和歌山県立医科大学附属病院備品整備委員会規程（昭和54年10月9日和医大規程第7号）は、廃止する。  
附 則（平成11年7月6日和医大規程第58号）  
この規程は、平成11年7月6日から施行する。  
附 則  
この規程は、平成16年4月1日から施行する。  
附 則  
この規程は、平成18年4月1日から施行する。  
附 則  
（施行期日）
- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(和歌山県立医科大学備品整備委員会教育研究部会要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 和歌山県立医科大学備品整備委員会教育研究部会要綱（平成8年9月1日制定）
- (2) 和歌山県立医科大学備品整備委員会臨床部会要綱（平成8年9月1日制定）
- (3) 和歌山県立医科大学備品整備委員会紀北分院部会要綱（平成8年9月11日制定）  
（準備行為）

3 委員会の委員長及び委員の任命のために必要な行為その他委員会の設置のために必要な準備行為は、この規程の施行前においても行うことができる。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。